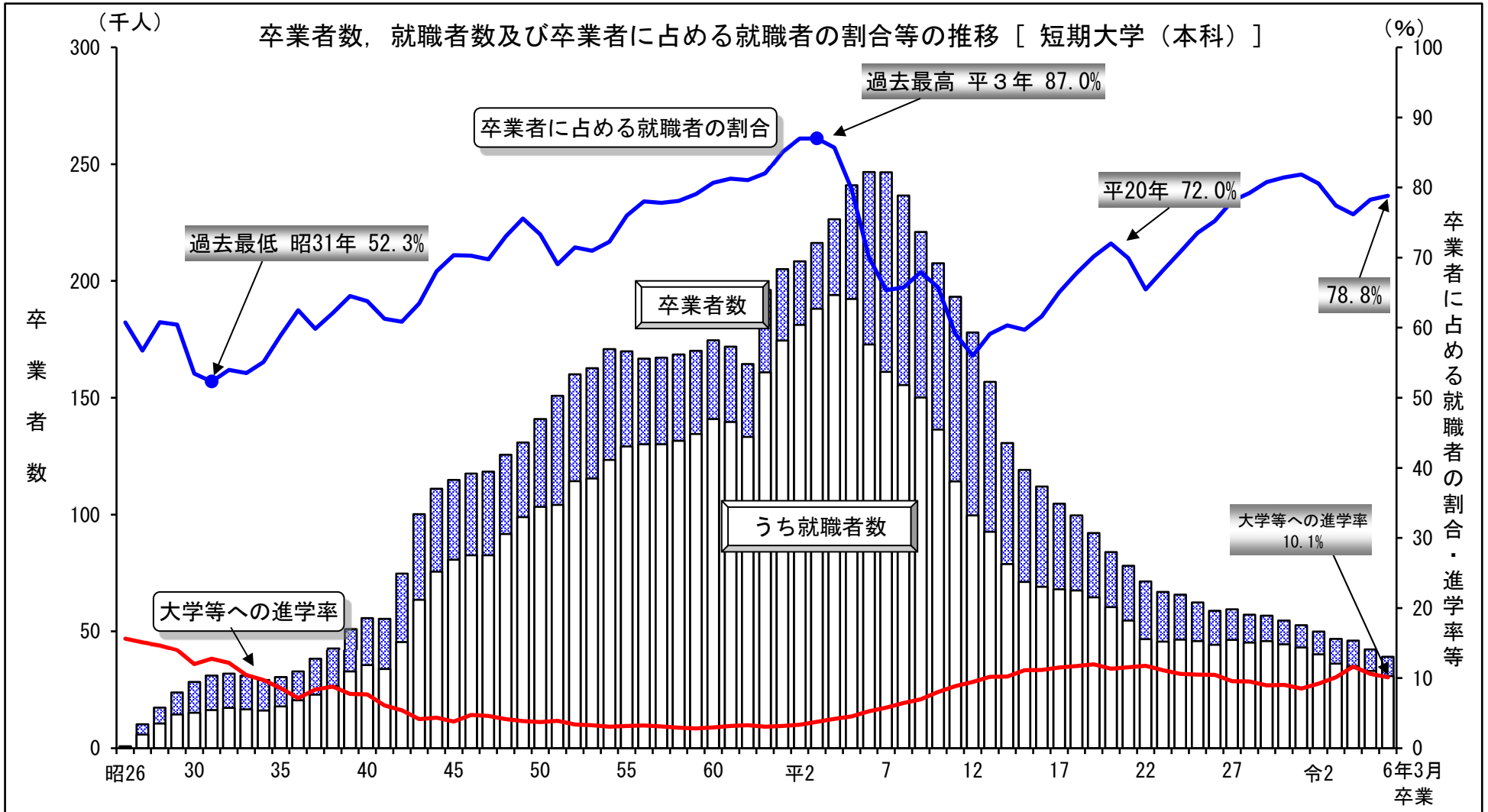

(注) 1 「進学も就職もしていない者」とは，家事の手伝いなど就職でも「大学院等への進学者」や「専修学校・外国の学校等入学者」等でもないことが明らかな者である。
なお，平成15年以前の数値には，「専修学校・外国の学校等入学者」を含む。
また，「一時的な仕事に就いた者」とは臨時的な収入を得る仕事に就いた者であり，昭和62年以前は「進学も就職もしていない者」に含まれる。
2 就職者のうち「正規の職員等でない者」とは，雇用が１年以上の期間の定めがある者で，かつ１週間の所定労働時間が４０～３０時間の者をいう。